○鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則

平成17年4月20日 鳥取大学規則第49号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、鳥取大学個人情報保護の取扱規則(平成17年鳥取大学規則第48号)第49条の規定に基づき、鳥取大学(以下「本学」という。)の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「開示等」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。
- 2 本学の保有する個人情報の開示等の実施については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号。以下「法」という。)及びその他関係法令等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の定義は、次に掲げるところによる。
 - 一個人情報 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該情報に含まれる氏名,生年月日その他の記述等(文書,図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。)で作られる記録をいう。)に記載され,若しくは記録され,又は音声,動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ,それにより特定の個人を識別することができるととなるものを含む。)
 - イ 個人識別符号が含まれるもの。
 - 二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字,番号,記号その他の符号のうち,独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 549 号)で定めるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字, 番号,記号その他の符号であって,当該特定の個人を識別することができるもの
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
 - 三 保有個人情報 本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第2項に規定する法人文書(同項第4号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。)に記録されているものに限る。
 - 四 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって,次に掲げるものを いう。
 - ア 「電子処理ファイル」 一定の業務の目的を達成するために特定の保有個人情報 を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ 「マニュアル処理ファイル」 アに掲げるもののほか,一定の業務の目的を達成 するために氏名,生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索す ることができるように体系的に構成したもの
 - 五 本人 個人情報によって識別される特定の個人
 - 六 部局等 各学部(各研究科を含む。),連合農学研究科,附属図書館,附属学校部, 医学部附属病院,乾燥地研究センター,国際乾燥地研究教育機構,教育支援・国際交 流推進機構,研究推進機構,地域価値創造研究教育機構,情報基盤機構,染色体工学 研究センター,保健管理センター及び事務局をいう。

七 部局等の長 前号に規定する部局等の長をいう。ただし、事務局にあっては、事務 局各部・課の業務を担当する理事又は副学長、国際乾燥地研究教育機構にあっては副 機構長とする。

(開示請求の受付)

- 第3条 本学が保有する個人情報について、開示請求があった場合は、総務企画部総務企 画課広報企画室(以下「広報企画室」という。)において、次に定めるところにより受け 付けるものとする。
 - 一本学が保有する個人情報の開示を請求する者(以下「開示請求者」という。)に対し、個人情報ファイル簿その他関連資料等を用いて、保有個人情報の特定に資する情報を提供するものとする。
 - 二 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に別紙様式第1号の保有個人情報開示請求書(以下「開示請求書」という。)を提出させるものとする。この場合において、開示請求者に開示請求に係る保有個人情報の本人であることが確認できる書類(開示請求者が本人の法定代理人であるときはその資格を証明する書類)の提示等を求めるものとする。
 - 三 開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、 その補正を求めるものとする。
 - 四 開示請求書(補正後の開示請求書を含む。)を受理したときは,第9条第1項に定める 手数料を徴収するものとする。

(開示の検討)

第4条 保有個人情報の開示を検討するに当たって,当該個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるとともに,必要に応じて鳥取大学情報公開・個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めるものとする。

(開示等の決定)

- 第5条 学長は、第3条第3号に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に全部開示、部分開示又は不開示の決定(以下「開示決定等」という。)をするものとする。
- 2 学長は、法第18条第1項及び第2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の開示決定等をしたときは、別紙様式第2号の個人情報開示決定通知書又は別紙様式第3号の個人情報不開示決定通知書により当該開示請求者に通知するものとする。
- 3 学長は、法第19条第2項の規定により開示等の決定を更に30日以内の期間で延長すると きは、別紙様式第4号の個人情報開示決定等延期通知書により当該開示請求者に通知する ものとする。
- 4 学長は、法第20条の規定により開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの部分についての開示を決定する期間を延長するときは、別紙様式第5号の個人情報開示決定等特例延期通知書により当該開示請求者に通知するものとする。

(事案の移送)

第6条 学長は、法第21条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等の長に移送するとき又は法第22条第1項の規定により行政機関の長(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)に移送するときは、開示請求に関する事案の移送について別紙様式第6号により他の独立行政法人等又は行政機関の長に通知するとともに、別紙様式第7号の個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書により当該開示請求者に通知するものとする。

(第三者からの意見聴取等)

第7条 学長は、法第23条第1項及び第2項の規定により第三者から意見を聴取するときは、 別紙様式第8号の第三者に係る個人情報の開示請求に関する通知書により当該第三者に 通知するものとする。 2 学長は、法第23条第3項の規定により第三者の意に反して開示するときは、別紙様式第 9号の第三者に係る個人情報開示決定通知書により当該第三者に通知するものとする。

(開示の実施)

- 第8条 学長は、法第24条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受ける者から、別紙 様式第10号の開示の実施方法の申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を考 慮し、開示を実施するものとする。
- 2 保有個人情報の開示は、原則として広報企画室において実施するものとする。ただし、 法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により広報企画 室まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等の保存場所にお いて実施できるものとする。
- 3 開示を受ける者が保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付による開示の 実施を希望する場合は,広報企画室において当該法人文書の写しを送付するものとする。

(手数料の額等)

- 第9条 法第26条第1項の手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。
- 2 開示請求者が、次のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
 - 一 1の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいう。)にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料は、現金又は郵便為替により納付しなければならない。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、保有個人情報が 記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該 郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(訂正の受付)

- 第10条 開示決定に基づき開示した保有個人情報について訂正請求があった場合は,広報 企画室において,次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
 - 一 訂正請求を受け付けるときは、保有個人情報の訂正を請求する者(以下「訂正請求者」という。)に、別紙様式第11号の個人情報訂正請求書(以下「訂正請求書」という。)を 提出させるものとする。この場合において、訂正請求者に訂正請求に係る保有個人情報の本人であることが確認できる書類(訂正請求者が本人の法定代理人であるときは その資格を証明する書類)の提示等を求めるものとする。
 - 二 訂正請求書に形式上の不備があるときは、その補正を求めるものとする。

(訂正の検討)

第11条 学長は、保有個人情報の訂正を検討するに当たって、当該個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(訂正等の決定)

- 第12条 学長は、第10条第2号に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に訂正をする決定又は訂正をしない決定(以下「訂正決定等」という。)をするものとする。
- 2 学長は、法第30条第1項及び第2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の訂正決 定等をしたときは、別紙様式第12号の個人情報訂正決定通知書又は別紙様式第13号の個 人情報の訂正をしない旨の決定通知書により、当該訂正請求者に通知するものとする。
- 3 学長は,法第31条第2項の規定により訂正決定等を更に30日以内の期間で延長するときは,別紙様式第14号の個人情報訂正決定等延期通知書により,当該訂正請求者に通知す

るものとする。

4 学長は、法第32条の規定により訂正請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く、残りの部分についての訂正決定等をする期間を延長するときは、別紙様式第15号の個人情報訂正決定等特例延期通知書により、当該訂正請求者に通知するものとする。

(訂正請求事案の移送)

第13条 学長は、法第33条第1項の規定により事案を他の独立行政法人等の長に移送するとき又は法第34条第1項の規定により行政機関の長に移送するときは、訂正請求に関する事案の移送について、別紙様式第16号により他の独立行政法人等又は行政機関の長に通知するとともに、別紙様式第17号の個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書により、当該訂正請求者に通知するものとする。

(提供先への通知)

第14条 学長は、法第35条の規定により当該保有個人情報の訂正を実施した場合は、別紙 様式第18号により提供先へ通知するものとする。

(利用停止の受付)

- 第15条 開示決定に基づき開示した保有個人情報について利用停止請求があった場合は, 広報企画室において,次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。
 - 一 利用停止請求を受け付けるときは、保有個人情報の利用停止を請求する者(以下「利用停止請求者」という。)に、別紙様式第19号の個人情報利用停止請求書(以下「利用停止請求書」という。)を提出させるものとする。この場合において、利用停止請求者に利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることが確認できる書類(利用停止請求者が本人の法定代理人であるときはその資格を証明する書類)の提示等を求めるものとする。
 - 二 利用停止請求書に形式上の不備があるときは、その補正を求めるものとする。

(利用停止の検討)

第16条 学長は、保有個人情報の利用停止を検討するに当たって、当該個人情報を保有する部局等の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(利用停止等の決定)

- 第17条 学長は,第15条第2号に規定する補正に要した日数を除き,利用停止請求があった日から30日以内に利用停止をする決定又は利用停止をしない決定(以下「利用停止決定等」という。)をするものとする。
- 2 学長は、法第39条第1項及び第2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止決定等をしたときは、別紙様式第20号の個人情報利用停止決定通知書又は別紙様式第21号の個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書により、利用停止請求者に通知するものとする。
- 3 学長は、法第40条第2項の規定により利用停止決定等を更に30日以内の期間で延長する ときは、別紙様式第22号の個人情報利用停止決定等延期通知書により、当該利用停止請 求者に通知するものとする。
- 4 学長は、法第41条の規定により利用停止請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分を除く残りの部分についての利用停止決定等をする期間を延長するときは、別紙様式第 23号の個人情報利用停止決定等特例延期通知書により、当該利用停止請求者に通知する ものとする。

(移送された事案)

- 第18条 法第21条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案並びに行政機関個人情報保護法第22条の規定により行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示の実施については,第4条及び第5条並びに第8条及び第9条の規定に準じて行うものとする。
- 2 法第33条第2項の規定により他の独立行政法人等から移送された事案並びに行政機関 個人情報保護法第34条の規定により行政機関の長から移送された事案に係る訂正の検討

及び訂正決定等については、第11条及び第12条の規定に準じて行うものとする。

(審查請求)

- 第19条 学長は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求があったときは、委員会の意見を求めるものとする。
- 2 学長は、法第43条第1項の規定により、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、別紙様式第24-1号から第24-4号までの諮問書により諮問し、別紙様式第25号の情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関する通知書により、法第43条第2項に定める審査請求人、参加人、開示請求者、訂正請求者、利用停止請求者等(以下「審査請求人等」という。)に通知するものとする。
- 3 学長は、情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき、審査請求に対する裁決をしたときは、別紙様式第26号の審査請求に対する裁決通知書(以下「裁決通知書」という。) により審査請求人等に通知するものとする。
- 4 学長は、審査請求に対し法第42条第1項に定める審査請求が不適法であり却下すること 等の裁決をしたときは、前項の規定にかかわらず、裁決通知書により審査請求人等に通 知するものとする。

(情報の提供)

第20条 学長は、開示請求、訂正請求、利用停止請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者に対し、本学における保有個人情報の特定に資する情報並びに開示請求等に関する請求手続、手数料、審査請求に関する手続等についての情報を、具体的に記載した文書等により提供するものとする。

(診療情報等の開示等に関する取扱い)

第21条 診療情報,入試情報,学生情報及び附属学校情報に関する情報の開示等の取扱いについては,この規則の規定にかかわらず,別に定めがある場合は,その定めるところによる。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の開示等の取扱いに関し必要な事項 は、別に定める。

附則

この規則は、平成17年4月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年3月30日鳥取大学規則第45号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日鳥取大学規則第68号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月23日鳥取大学規則第89号)

この規則は、平成19年5月23日から施行し、改正後の鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年6月29日鳥取大学規則第99号)

この規則は、平成19年6月29日から施行し、改正後の鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則の規定は、平成19年6月1日から適用する。

附 則(平成20年5月21日鳥取大学規則第72号)

この規則は、平成20年5月21日から施行し、改正後の鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年6月22日鳥取大学規則第66号)

この規則は、平成21年6月22日から施行し、改正後の鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年6月21日鳥取大学規則第96号)

この規則は、平成22年6月21日から施行し、改正後の鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月10日鳥取大学規則第57号) この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月11日鳥取大学規則第54号) この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年2月25日鳥取大学規則第14号) この規則は、平成25年2月25日から施行する。

附 則(平成25年3月5日鳥取大学規則第27号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日鳥取大学規則第93号) この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日鳥取大学規則第44号)

この規則は、平成29年4月1日から施行し、改正後の鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則の規定(第2条第5号の規定を除く。)は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年6月28日鳥取大学規則第54号)

この規則は、平成29年6月28日から施行し、改正後の鳥取大学個人情報の開示及び訂正等の手続きに関する規則の規定は、平成29年5月30日から適用する。

附 則(平成29年9月26日鳥取大学規則第77号) この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日鳥取大学規則第58号) この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日鳥取大学規則第33号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日鳥取大学規則第51号) この規則は、令和3年4月1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

					午	月	口
因去去类状儿白质	1. 一	₩ ル					
国立大学法人鳥取	人子女	殿					
			(ふりがな)			
			,	氏 名			
				住所又は	居所		
				<u> </u>		TEL	()
独力なおとしたの	ルナナフ	畑 1 桂却で	、【□ ##):	ア胆ナッ汁体	(亚己)尼尔沙尔	b 竺 ₹ 0 日 \ △	左10夕 竺
独立行政法人等の1項の規定に基づき,						≒ 弗 09 万 1 5	月13年 男
1頃の尻足に塞つさ,		これり休有	四八旧	秋 (7 円 /) で 話	1水しより。		
			記				
			,				
1 開示を請求する	保有個人性	青報(具体的	に特定	Eしてくださ	() ()		
2 求める開示の実							
ア又はイに〇印	を付して	ください。	アを選	択した場合は	は、実施の方法	法及び希望	望日を記
載してください。	H -	느ュ メ	7				
アー大学におけるト			- 0	7. 14 (`	
<実施の方法> [<実施の希望日>				その他(
<u> </u>			Д		_		
<u> 1 子しの及刊を1</u>	7主りる。						
〇 本人確認等							
	□本人	□法定代3	里人				
イ 請求者本人確認	忍書類						
□運転免許証	□健康仍	R 険 被 保 険 き	者証				
□個人番号カー	ード又は信	主民基本台	長カー	ド(住所記載	えのあるもの)		
□在留カード,	特別永信	主者証明書	又は特	別永住者証明	月書とみなされ	ιる外国人	.登録証
明書							
□その他()					
※ 請求書を送付		- / - //•	,	,	.,,,		ださい。
ウ 本人の状況等(
(ア) 本人の状況		年者(年	月 日生儿	□成年被後見。	人	
(ふりがな)							
(イ) <u>本人の氏名</u>							
(ウ) 本人の住所 エ 法定代理人が記			ハギカ	かの書粨を埋	サンスは担出し	アノゼキ	1.5
本				がの青頬を加 『項証明書		/ (\ /c d	٧' ₀
明小貝竹傩心盲	炽 口厂	和店 个	立 111 寸	7只叫仍盲			
(*以下は記入不要)							
受理年月日		決定期間	₹		整理番号		
手数料	(請求	<u> </u>		受付担当	総務企画部	総務企画	課広報
(1件300円)		/			企画室		

 鳥 大 第
 号

 年 月 日

(開示請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長 印

保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報(全部開示 ・ 部分開示)
- 2 不開示とした部分とその理由
- ※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鳥取大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鳥取大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等
 - (1) 開示の実施の方法等
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日時,場所期間:〇月〇日から〇月〇日まで(土・日曜,祝祭日を除く。)

時間: 場所:

- (3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合
- (4) 写しの送付を希望する場合の準備日数,送付に要する費用(見込み額)

 鳥大第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

钔

保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る	
保有個人情報の	
名 称 等	
開示をしないこ	
ととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鳥取大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また,この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は,行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により,この決定があったことを知った日から6か月以内に,国立大学法人鳥取大学を被告として,裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお,決定があったことを知った日から6か月以内であっても,決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

鳥大第号年月日

(開示請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長 印

開示決定等の期限の延長について(通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る	
保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	

(開示請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法 第 20 条 の 規 定 (開示決定等の期限 の特例)を適用するこ と と し た 理 由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 を す る 期 限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。) 年 月 日

鳥大第号年月日

(独立行政法人等(行政機関)の長) 殿

国立大学法人鳥取大学長 印

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条第1項(第22条第1項)の規定により、下記のとおり移送します。

開示請求に係る	
保有個人情報の	
名 称 等	
開 示 請 求 者 氏 名 等	氏 名: 住所又は居所: 連絡先: 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者(年月日生)□成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の他の行政機関の長,独立行政法人等に移送する場合には,その旨)

 鳥大第
 号

 年
 月

 日

(開示請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第21条第1項(第22条第1項)の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移 送 の 理 由	
移送先の独立行政法人等	(連絡先) 部局課室名: 担当者名: 所在地: 電話番号:

 鳥大
 第
 号

 年
 月
 日

(第三者) 様

国立大学法人鳥取大学長

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について(照会)

あなた(貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があると きは、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願 いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り 扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれて	
いるあなた(貴社等)に関する情報の内容	
	(担当課等;鳥取大学総務企画部総務企画課広
意見書の提出先	報企画室)
	(連絡先;0857-31-5750)
意見書の提出期限	年 月 日

(第三者) 様

国立大学法人鳥取大学長

卸

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について(通知)

あなた(貴社等)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る 意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたの で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第23条 第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等				
開示することとした理由				
開示決定をした日	年	月	日	
開示を実施する日	年	月	日	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鳥取大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鳥取大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

別紙様式第10号(第8条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

		年	月	日
国立大学法人鳥取大学長 殿				
(ふりがな) 氏 名				
住所又は居所	TEL	()	

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第24条第 3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号:

日 付:

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種 類 · 量	実施の方法		
		(1) 閲 覧	①全部 ②一部()
		(2) 複写した ものの交付)
		(3) その他 ()	①全部 ②一部()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 同封する郵便切手等の額 円

無

保有個人情報訂正請求書

国立大学法人鳥取大学長	殿		年	月	日
(ふりがな) 氏 名					
住所又は <u>〒</u>	居所	TEL	()	
	個人情報の保護に関する法律(とおり保有個人情報の訂正を請		∺律第59 ⁵	引第28	条第
	記				
訂正請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年月	日			
開示決定に基づき開示を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書の文書番号: 開示決定に基づき開示を受け		日付: 、情報の名		
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)				
1 開示請求者 □ 本	人 □ 法定代理人				
□在留カード, 特別永住者 □その他(検被保険者証 民基本台帳カード(住所記載の 証明書又は特別永住者証明書。) とする場合には,加えて住民票	とみなされ			
3 本人の状況等(法定代理人)ア 本人の状況 □未成年(ふりがな)イ 本人の氏名ウ 本人の住所又は居所	、が請求する場合にのみ記載し E者(年 月 日生		<u>。)</u> 成年被後	:見人 	
	合,次のいずれかの書類を提占 『籍謄本 □登記事項証明書		さい。)

 鳥大第
 号

 年
 月

 日

(訂正請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

囙

保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の	
名 称 等	
訂正請求の趣旨	
	(訂正内容)
訂正決定をする内容及び理由	(訂正理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鳥取大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また,この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は,行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により,この決定があったことを知った日から6か月以内に,国立大学法人鳥取大学を被告として,裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお,決定があったことを知った日から6か月以内であっても,決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(訂正請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂	正	請	求	に	係	る
保	有	個	人	情	報	\mathcal{O}
名			称			等
1-1		. 2.	, ,			,
			した			
ع	Ì		た	Į	里	由

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鳥取大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また,この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は,行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により,この決定があったことを知った日から6か月以内に,国立大学法人鳥取大学を被告として,裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお,決定があったことを知った日から6か月以内であっても,決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(訂正請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

囙

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について(通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の					
名 称 等					
延長後の期限	年	月	日		
延長の理由					

(訂正請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

印

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名 称 等	
法 第 32 条 の 規 定 (訂正決定等の期限の 特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

 鳥大第
 号

 年
 月

 日

(独立行政法人等(行政機関)の長) 殿

国立大学法人鳥取大学長

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条第1項(第34条第1項)の規定により、下記のとおり移送します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求者名等	氏 名: 住所又は居所: 連絡先: 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者(年月日生)□成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の他の行政機関の長,独立行政法人等に移送する場合には,その旨)

(訂正請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

囙

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について(通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第33条第1項(第34条第1項)の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)に基づき、下記の移送先において行われます。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の独立行政 法人等(行政機関)	(連絡先) 部局課室名: 担当者名: 所在地: 電話番号:
備考	

(保有する個人情報の提供先機関の長) 殿

国立大学法人鳥取大学長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)

に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号)第35条の規定により,訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報 の 名 称 等	
訂正請求者の 氏名等保有個人 情報の特定する ための情報	(氏名,住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容)

保有個人情報利用停止請求書

	保有個人情報利用停止請水書			
		年	月	日
国立大学法人鳥取大学長	战			
	(ふりがな)			
	氏 名			
	住所又は居所			
	$\overline{ au}$ TEL	()	
呪止に基づさ, 下記のとねり保⁄	有個人情報の利用停止を請求します。 記			
利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日			
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号: 日付開示決定に基づき開示を受けた保有個人情		等	_
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨)□第1号該当 → □利用の停止,□消去□第2号該当 → 提供の停止(理由)			
1 開示請求者 □本人	□法定代理人			

1 開示請求者 □本人 □法定代理人	
2 請求者本人確認書類	
□運転免許証 □健康保険被保険者証	
□個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)	
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外	国人登録証明書
□その他()	
※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写しを添付	してください。
3 本人の状況等(法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	
ア 本人の状況 □未成年者(年 月 日生) □成年被後身	1人
(ふりがな)	
イ 本人の氏名	
ウ 本人の住所又は居所	
4 法定代理人が請求する場合,次のいずれかの書類を提出してください。	
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()

鳥大第号年月

(利用停止請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

印

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に 係る保有個人情報 の 名 称 等	
利用停止請求の 趣 旨	
利用停止決定をする	(利用停止決定の内容)
内容及び理由	(利用停止の理由)

(利用停止請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

钔

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について(通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報 の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立大学法人鳥取大学に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また,この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は,行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により,この決定があったことを知った日から6か月以内に,国立大学法人鳥取大学を被告として,裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお,決定があったことを知った日から6か月以内であっても,決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

鳥大第号年月

(利用停止請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
延長後の期限	年 月 日
延 長 の 理 由	

鳥大第号年月日

(利用停止請求者) 様

国立大学法人鳥取大学長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について(通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等				
法第41条の規 定(利用停止決定等 の期限の特例)を適 用 する 理 由				
利用停止決定等をする期限	年	月	目	

鳥大第号年月日

情報公開·個人情報保護法審查会会長 殿

国立大学法人鳥取大学長 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条の 規定に基づく開示決定等について、下記のとおり審査請求があったので、同法第43条第1 項の規定により諮問します。

1 審 査 請 求 に 係 る保 有 個 人 情 報 の 名 称 等 2 審 査 請 求 に 係 る開 示決定等の種類) □開示決定 (開示決定 (有個人情報の名称等 2 審査請求に係る開示決定等の種類)		
2 審 査 請 求 に 係 る開 示決定等 (開示決定等の種類) □開示決定 (該当不開示条項) □不開示決定 (該当不開示条項) 3 審 査 請 求 (1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨 4 諮 問 の 理 由 5 参 加 人 等 ① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) (3) 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料 7 本学担当課,担当者名,	2 審 査 請 求 に 係 る開 示決定等の種類) □開示決定 □ 一部開示決定 (該当不開示条項) □不開示決定 (該当不開示条項) □ 不開示決定 (該当不開示条項) □ 審 査 請 求 (1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨 4 諮 問 の 理 由 5 参 加 人 等 ① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し))又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し))(② 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料 7 本学担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メール		
3 審 査 請 求 (1) 審査請求日(2) 審査請求日(2) 審査請求人(3) 審査請求の趣旨 4 諮 問 の 理 由 (3) 審査請求の趣旨 5 参 加 人 等 ① 保有個人情報開示請求書(写し)(② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し)(③ 審査請求書(写し)(④ 理由説明書(⑤ 開示の実施を行った保有個人情報(⑥ その他参考資料) 7 本学担当課,担当者名,	3 審 査 請 求 (1) 審査請求日(2) 審査請求人(3) 審査請求人(3) 審査請求の趣旨 4 諮 問 の 理 由 (5 参 加 人 等) 5 参 加 人 等 ① 保有個人情報開示請求書(写し)(2) 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し)(3) 審査請求書(写し)(4) 理由説明書(5) 開示の実施を行った保有個人情報(6) その他参考資料 7 本学担当課,担当者名、電話番号,FAX番号,メール	2 審 査 請 求 に 係 る開 示 決 定 等 (開示決定等の種類) □開示決定 □一部開示決定 (該当不開示条項) □不開示決定	(2) 開示決定等をした者
5 参 加 人 等 ① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料 7 本学担当課,担当者名,	5 参 加 人 等 6 添 付 書 類 等 ① 保有個人情報開示請求書(写し) 6 添 付 書 類 等 ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料 7 本学担当課,担当者名,電話番号,FAX番号,メール		(2) 審査請求人
 ① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料 7 本学担当課,担当者名, 	 (1) 保有個人情報開示請求書(写し) (2) 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) (3) 審査請求書(写し) (4) 理由説明書 (5) 開示の実施を行った保有個人情報 (6) その他参考資料 7 本学担当課,担当者名,電話番号,FAX番号,メール 	4 諮 問 の 理 由	
6 添 付 書 類 等 第 位 理由説明書 5 添 付 書 類 等 第 本請求書(写し) 4 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 6 本 学担 当 課, 担当者名, 2 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し) 3 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 6 その他参考資料 7 本 学担 当 課, 担当者名,	6 添付書類等等2 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料7 本学担当課,担当者名,電話番号,FAX番号,メール	5 参 加 人 等	
	電話番号, FAX番号, メール	6 添 付 書 類 等	② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報
电前笛万,『AA街万, <i>入一ル</i>			
アドレス,住所等			

鳥大第 号

年 月 日

情報公開・個人情報保護法審査会会長 殿

国立大学法人鳥取大学長

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第30条の 規定に基づく訂正決定等について、下記のとおり審査請求があったので、同法第43条第1 項の規定により諮問します。

1 審査請求に係る保有	
個人情報の名称等	
2 審査請求に係る	
訂 正 決 定 等	(1) 訂正決定等の日付,記号番号
(訂正決定等の種類)	(2) 訂正決定等をした者
□訂正決定	(3) 訂正決定等の概要
□不訂正決定	
3 審 査 請 求	
	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求人
	(3) 審査請求の趣旨
4 % H O TH H	
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	
	① 保有個人情報訂正請求書(写し)
	② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通
	知)(写し)又は保有個人情報の訂正をしないこととした
6 添 付 書 類 等	旨の決定について(通知)(写し)
	③ 審査請求書(写し)
	④ 理由説明書
	⑤ その他参考資料
7 本学担当課,担当者名,電	
話番号, FAX番号, メールア	
ドレス,住所等	
1 7 7 , 压// 寸	

 鳥大第
 号

 年
 月

 日

印

情報公開‧個人情報保護法審查会会長 殿

国立大学法人鳥取大学長

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条の 規定に基づく利用停止決定等について、下記のとおり審査請求があったので、同法第43条 第1項の規定により諮問します。

1 審査請求に係る保 有個人情報の名称等	
2 審 査 請 求 に 係 る利 用 停 止 決 定 等 (利用停止決定等の種類) □利用停止決定 □不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付,記号番号(2) 利用停止決定等をした者(3) 利用停止決定等の概要
3 審 査 請 求	(1) 審査請求日(2) 審査請求人(3) 審査請求の趣旨
4 諮 問 の 理 由	
5 参 加 人 等	
6 添 付 書 類 等	 ① 保有個人情報利用停止請求書(写し) ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の利用停止をしないこととした旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 本学担当課,担当者名, 電話番号,FAX番号,メー ルアドレス,住所等	

 鳥大第
 号

 年
 月

 日

情報公開‧個人情報保護法審查会会長 殿

国立大学法人鳥取大学長

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第12条の規定に基づく開示請求,同法第27条の規定に基づく訂正請求及び同法第36条の規定に基づく利用停止請求に係る不作為について,下記のとおり審査請求があったので,同法第43条第1項の規定により諮問します。

1 開示請求(審査請 求)に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開 示請求(訂正請求、利用停 止請求)	(1) 開示請求(訂正請求、利用停止請求)の日付,記号番号 (2) 開示請求(訂正請求、利用停止請求)の宛先
3 補正に要した日 数、開示決定等の期 限	
4 審 査 請 求	(1) 審査請求日(2) 審査請求人(3) 審査請求の趣旨
5 諮 問 の 理 由	
6 参 加 人 等	
7 添 付 書 類 等	① 保有個人情報開示請求書(訂正請求書、利用停止請求書)(写し)② 審査請求書(写し)③ 理由説明書④ その他参考資料
8 本学担当課,担当者名, 電話番号,FAX番号,メー ルアドレス,住所等	

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について(通知)

鳥大第号年月

(審査請求人等) 様

国立大学法人鳥取大学長 印

年 月 日付けの本学に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第43条第2項の規定により通知します。

審 査 請 求 に 係 る保 有個人情報の名称等	
審査請求に係る開 示決定等	
審 査 請 求	(1) 審査請求日
	(2) 審査請求の趣旨
諮問日·諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

 鳥大
 第
 号

 年
 月
 日

印

(審査請求人等) 様

国立大学法人鳥取大学長

審査請求に対する裁決通知書

年 月 日付けで審査請求のあった保有個人情報の については、次のとおり裁決しましたので通知します。

審査請求のあった保有個人情報の名称	
審査請求に対する裁決	
審査請求に対する裁決の理由	

この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人鳥取大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。